道路交通法の改正

令和8年4月1日

自転車の交通違反に交通反則通告制度（青切符）の導入

令和8年7月21日

酒酔い運転に、呼気中アルコール濃度０．５ｍｇ/L以上
【血中アルコール濃度１．０ｍｇ/L以上】の数値基準が新設（自転車を含む）

令和8年9月1日

中央線などがない生活道路における自動車の法定速度が６０ｋｍ/ｈから
３０ｋｍ/ｈに引き下げられました

自転車の交通ルール遵守の徹底

自転車は「くるま」の仲間です。原則、車道の左側端を走行しましょう。

歩道を通行する場合は、歩行者優先で車道寄りを徐行しましょう。

一時停止の標識がある交差点では、必ず一時停止し、左右を確認しましょう。

見通しの悪い交差点を通行する時は徐行若しくは停止して、
安全を確認してから通行しましょう。

信号を必ず守りましょう。
交差点を横断する時は、青信号でも周囲を確認しましょう。

全世代に対する自転車ヘルメット着用の推進

大阪府下における令和８年度のヘルメット着用率９．５％（３年連続ワースト）
ヘルメットを着用することで、交通事故の被害軽減に繋がります。

放置自転車の追放

自転車は、駐輪場などの決められた場所に駐輪しましょう。
放置自転車は、歩行者や自動車等の通行の妨げになります。

